

京都市上下水道局告示第68号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成24年2月24日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市南区吉祥院春日町21番地13

株式会社ナカムラ工業

代表取締役 中村 守福

2 変更事項（商号の変更）

株式会社プロテックナカムラから株式会社ナカムラ工業に変更

（上下水道局下水道部管理課）